

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス〔建設工事を除く。〕)

次のとおり指名競争入札の手続を開始します。

令和2年8月24日

支出負担行為担当官

京都地方法務局長 西 田 正 延

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業 務 名 宇治法務合同庁舎敷地西側法面安定化工事に係る地質・土質調査及び詳細設計業務
- (3) 業務場所 京都府宇治市宇治琵琶33-2宇治法務合同庁舎
- (4) 業務内容 本業務は、宇治法務合同庁舎敷地西側の法面（急斜度の崖地）について、崩落を恒久的に防止する法面の安定化工事を実施するため、以下の業務を行うものである。
  - ア 現地踏査及び崩落危険性等の分析
  - イ 地質・土質調査（ボーリングによる標準貫入試験）
  - ウ 法面安定化（崩落防止対策）工法の詳細設計（当該設計に基づく工事発注のための仕様書の作成及び標準工事費の概算を含む。）
- (5) 履行期限 令和3年2月26日（金）

## 2 参加表明書の提出に必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が建築関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務のいずれか。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）で

ないこと。

- (4) 法務省大臣官房施設課長から測量，建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から，暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり，法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適當であると認めていないこと。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 管理技術者（※1）及び照査技術者（※2）は，参加表明書提出者の組織に所属していること（参加表明書の提出日以前に参加表明書提出者と3か月以上の雇用関係にあること。）。

なお，本業務の主たる業務分野（※3）は，建築関係建設コンサルタント業務（設計業務〔登録部門：河川，砂防及び海岸・海洋部門のうち地すべり防止〕）とする。

※1 「管理技術者」は，契約図書等に基づき，業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

※2 「照査技術者」は，成果物の内容について技術上の照査を行う者をいう。

※3 「業務分野」の分類は，建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務とする。

なお，参加者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えない。

ただし，この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが，当該分野の主任担当技術者については「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また，上記の業務分野を分割又は統合して，新たな分野として再設定してはならない。

- (8) 管理技術者及び照査技術者は，技術士法（昭和58年法律第25号）第32条第1項に規定する技術士の登録（建設部門〔又は総合技術監理部門〕－河川，砂防及び海岸・海洋で地すべり防止に該当する選択科目に限る。）を受けた者又はシビルコンサルティングマネージャ（RC CM）（専門技術部門－河川，砂防及び海岸・海洋，対象施設分野で地すべり防止，対策又は急傾斜地崩落防止対策，対象業務で計画・設計・調査に該当する登録に限る。）の資格を有する者を配置し，全体業務を統括すること。
- (9) 管理技術者及び照査技術者は，それぞれ1名であること。
- (10) 管理技術者の手持ち業務は，参加表明書の提出期間の最終日現在で，携わっている設計業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※）を含む。）が，10件未満であること。

※ 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは，本業務以外の業務で配置予定技

術者として特定された未契約業務をいう。

- (11) 管理技術者及び照査技術者は、平成23年度以降の同種又は類似業務に携わった経験があること。
- (12) 主たる業務分野（担当技術者及び積算に関する業務を除く。）については、他の企業の協力又は学識経験者の援助を受けないこと。
- (13) 参加表明書の提出者又は協力事務所（提出者が当該業務について他の企業の協力又は学識経験者の援助を受ける場合の当該企業又は学識経験をいう、以下同じ。）が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。  
ただし、積算に関する業務を除く。
- (14) 再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197  
京都地方法務局会計課施設係  
電話 075-231-0180(直通)
- (2) 入札説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法
  - ア 交付期間 令和2年8月24日（月）から令和2年10月14日（水）まで
  - イ 交付場所及び交付方法
    - (ア) 入札説明書及び同別冊の特記仕様書等については、上記(1)の場所で交付するので必ず入手すること（行政機関の休日に関する法律〔昭和63年法律第91号〕第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで〔ただし、正午から午後1時までの間は除く。〕）。
    - なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。
    - (イ) 特記仕様書等の交付を受ける場合は、「受領証」を提出すること。また、同受領証の原本及び担当者の名刺は、次の(3)の参加表明書及び参加表明資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期間内に上記(1)の場所に持参又は郵送すること。
- (3) 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法
  - ア 提出期間 令和2年9月7日（月）午後5時まで
  - イ 提出場所及び提出方法 上記(1)の場所に持参又は郵送すること。
- (4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
  - ア 提出期限 令和2年10月15日（木）午後5時まで
  - イ 提出場所及び提出方法 上記(3)イに同じ。
- (5) 開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和2年10月16日（金）午前10時

イ 場所 〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197  
京都地方法務局1階第1会議室

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金  
免除
- (3) 契約保証金  
納付（保管金の取扱店 日本銀行京都支店）。  
ただし，利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また，公共工事履行保証証券による保証を付し，又は履行保証保険の締結を行った場合は，契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効  
本公示に示した参加表明書の提出に必要な資格要件を欠く者のした入札，参加表明書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
ただし，落札者となるべき者が2者以上あるときは，くじにより落札者を決定する。  
なお，落札者となるべき者の入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは，予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 手続において交渉を行う意図の有無  
無
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記3(1)に同じ。
- (9) 詳細は入札説明書による。